

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方に対する意見の概要と市の考え方(詳細版)

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
1 (趣旨) について			
1	制度の目的は何か (個人として尊重される社会とパートナーシップ制度の関係について)	市民が個人として尊重される社会というのと、パートナーシップの宣誓を公的に証明する制度とは全く違うものと思います。	民間の調査ではLGBTの方が人口の7.6%程度存在しており、多くの方が生きづらさ等を抱えていることが明らかになっています。 本制度は、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、現在、夫婦に準じる共同生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている2者の困難を軽減・解消することを目的として実施します。また、自分らしく生きたいという気持ちに寄り添うものであり、すべての市民が個人として尊重される社会の実現につながると考えます。 本市の行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、現在は親族に限定している事業を本制度の実施を受けて適切に取り扱うものとし、対応可能な施策に関し調査・対応方法を検討し、結果を市HP等で適宜公表します。 また、パートナーシップ及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めて参ります。
2		パートナーシップ宣誓自体が市のハーモニー条例の拡大解釈と 思います。～ハーモニー条例の中に掲げられる人権を尊重する ことがらと安易に一諸にできないと思う。パートナーシップの宣 誓には反対です。	
3		男らしさ、女らしさの主張は良くないというニュアンスが有りますが、今の時代は反対にらしさが必要です。	
4		熊谷市長の独裁で考えるべき事項ではないこと。個人の尊重とはなにか、真剣に考えていただきたい。	
5		何のために証明書を出すのでしょうか？ 出すことによって、どのようにかわるのか、具体的に説明を聞きたいです。	
6		この制度を採用している他自治体が少ない中、千葉市にこの制度が必要か改めて聞きたい。	
7		そもそもこのような製度を導入しようとする市長の本当の目的は如何なるものなのでしょうか。千葉市民として言い難い恐怖を覚えます。	
8	制度が無くても個人は尊重されるのではないかと	日本は自由な国柄です。 わざわざパートナーシップの証明書を発行しなくては自由に生活できないのでしょうか？平等に生きられないのでしょうか？千葉市はそういうところなのでしょうか？	証明書が無くても、すべての市民が個人として尊重されることが理想ですが、実際に夫婦に準じる共同生活を送る方が、関係を対外的に証明することができず、生きづらさを感じていることがWEBアンケート等で分かっています。
9		この要綱(仮称)の趣旨に御座居ます、「……すべての市民が個人として尊重され」る事は既に当然の事で御座居ます。～この証明書が御座居ませんでも、この制度が御座居ませんでも、すべてのしみんは個人として尊重されるのでは御座居ませんでしょうか。～制度がないと個人として尊重され得ないと云う社会をこそ危惧致します。	また、平成29年10月に実施された内閣府の調査では、性的指向に関する人権問題として、「どのような人権問題が起きていると思いますか」という問いに対し、「差別的な言動をされる」49%、「職場学校で嫌がらせやいじめを受けること」35%などという結果が出ており、差別偏見をなくす啓発が必要であることが分かります。 なお、本制度に関し、当事者団体から市長あて要望書及び市議会議長あて陳情書が提出されています。

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
10		周囲の人間が理解を示せばわざわざ自治体が制度化する内容ではない。理解を示す教育をすればそれで良いのでは？ もっと高い見識を持っている行政体だと思っていたが落胆した。	
11	委任状等で対応可能ではないか	千葉県パートナーシップの宣誓に反対です。 要綱の対象となる関係については、市の証明制度がなくとも、委任状、その他の方法で解決できる内容であって～	夫婦に準じる共同生活を送っている方々が、その関係性を対外的に証明する一つの方法となることを期待して、制度を実施するものであり、本来は自分自身で行うべき各種の手続きを代理人等に任せる委任状等とは趣旨が異なります。
12		要綱の対象となる関係については市の証明制度が無くとも、他の方法で解決できる内容だと思います。	
13		市の証明制度が無くとも、委任状その他の方法で解決できる内容であって～	
14		要綱の対象となる関係については、市の証明制度が無くとも、委任状その他の方法で解決できる内容であって、～	
15		要綱の対象となる関係については、市の証明制度が無くとも、委任状その他の方法で解決できる内容であって、～	
16		要綱の対象となる関係については、市の証明制度が無くとも、委任状その他で解決できる内容であって、～	
17		要綱の対象となる関係については、市の証明制度が無くとも、委任状そのほかの方法で解決できる内容であって、～	
18		要綱の対象となる関係については、市の証明制度がなくとも、委任状その他の方法で解決できる内容であって、	
19		要綱の対象となる関係については、市の証明制度が無くとも、委任状等の方法で解決できる内容であって、～	
20		要綱の対象となる関係については市の証明制度がなくとも、委任状その他の方法で解決できる内容～	
21		この要綱が対象としている関係について、市の証明制度がなくとも、委任状その他の方法等で解決できると思われる内容であり、～	
22		要綱の対象となる関係については、市の証明制度が無くとも、委任状その他の方法で解決できる内容であって、～	
23		個々が、個人的に互を尊重することは大事ですが要綱の対象となる関係は委任状その他の方々に解決できると思います。	
24	パートナーシップの宣誓の取扱いに反対です。 市の証明などなくても委任状や、その他の方法があるのだから、～		

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
25	事実と確定できない証明をすべきでない	事実として確定できない証明は発するべきではない。	戸籍制度において「婚姻届を提出した」ことを婚姻事項として証明するのと同様に、本制度は「パートナーシップ宣誓書を提出した」ことを宣誓事項として証明するものです。 なお、宣誓にあたっては、戸籍謄本等の公的書類を使って、宣誓者に配偶者がいないことの確認及び本人確認を徹底します。
26		事実として確定できない証明は発するべきではない	
27		事実として確定できない証明は発するべきではない。	
28		事実として確定できない証明は発するべきではない。	
29		事実として確定できない証明は発するべきではありません。	
30		事実として確定できない証明は、発行すべきではないと思います。	
31		事実として確定できない証明書となるので反対です。	
32		法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発するべきではない。事実として確定できない証明は発するべきではないと思います。	
33		法的根拠がない身分関係に対して公共機関が証明を発するべきではないと思います。	
34		法的根拠のない身分関係について、一地方自治体が証明を発するなど絶対にすべきではない。～このようなあいまいな関係に対して、どのように証明していくのか？非常に疑問である。憲法に抵触するとも考えられ～	
35		法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発行するべきではない	
36		法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発する事はおかしいです。 ～一地方自治体が関与すべきではないです。	
37		法的根拠が明確でない関係に対して、公共機関が証明書を発行すべきではないと思います。	
38		法的根拠が無い身分関係に関して公共機関が証明を発するべきではないと思うし、～	
39	法的に根拠のない関係に対して、何のために証明の発行をするのでしょうか？		
40	法律で定められていない身分関係に、公的機関が、証明(認める)を出す必要は、全くない。		
41	法的根拠の無い身分関係を公共機関(地方自治体)が証明書として発行する事に違和感を覚える。		
42	法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発するべきではない。		

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
43		法的根拠が無い身分関係に対し、公共機関が証明を発するべきではない。法に反し公費を投じて行う事業ではない。	
44		法的根拠が無い身分関係に対して、公共機関が証明を発する事はおかしいです。	
45		法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発するべきではないし、事実として確定できない証明は発するべきではありません。～公費を投じて行う事業ではありません。絶対反対です。	
46		千葉県パートナーシップの宣誓に反対します。法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発するべきではないはず です。	
47		パートナーシップを公的に証明する制度は事実確認の上で確定できない、状態があると思われるので確定できない証明を発行する事は望ましくないと思われる。	
48		～公共の機関が証明を発するべきではない。	
49		公共機関が証明を発するべきではない。事実として確定できない証明は発するべきではない。	
50		千葉県が証明書を発行すべきではない。	
51		公共機関が証明を発するべきではない。反対です。	
52		公共機関が証明書を発行すべきではないと思います。	
53		公共機関がそのような証明はするべきではないと思います。	
2 (パートナーシップの定義) について			
54	「同居」について	別居の場合も認めて頂きたい。	本制度では、パートナーシップを夫婦の關係に準じるものとするため、民法に規定する夫婦の同居義務と同様の内容を宣誓していただくものです。ただし、仕事や学校、親の介護などの事情により、夫婦間の合意の上別居することがあることと同様に、やむを得ない事情があると認められる場合には、柔軟に対応していくことを想定しています。
55		同居の必要があるのはなぜでしょうか？	
56		(パートナーシップの定義)には、「同居し」とあるのに、(宣誓を行うことができる者)として、「市内在住又は市内への転入を予定していること(いずれか一方で可)」は、おかしいでしょう。いずれか一方だけが市内転入では、同居になりません。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
57		<p>～「同居」というところに若干の違和感を感じました。</p> <p>～現在男女むにおける結婚している夫婦で同居している率はいかほどなのでしょう。～パートナーシップにおいても必ずしも同居にこだわる必要はないのではないかとと思うのですがいかがなものでしょうか。</p> <p>～「同居」は当然のことだとは思いますが、現在の男女の夫婦の実態も考慮に入れていただき、より実態に則したものになることを望みます。</p>	
58	同居(シェアハウス)について	パートナーシップの定義は、友人との共同生活(シェアハウス)も含まれると解釈できるのではないかと？	一般的なシェアハウスのように、単に住居を共有している場合には対象になりませんが、本制度の定義にある「共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること」に該当する場合には、対象となります。
59		パートナーシップの定義は、友人との共同生活(シェアハウス)も含まれると解釈できるのではないかと？	
60	「2人の者」に限定することについて	<p>そもそも、なぜこのパートナー制度は「2者」に限定して適用されるのか、明確にしていきたいです。</p> <p>シェアハウス等、3人以上の複数人での共同生活が広がっており、また性的マイノリティ関連ではポリガミー／ポリアモリー(複数婚／複数恋愛)をカミングアウトする人も目立ってきています。なぜ3人以上のパートナー関係を排除するのか、明確にお示ししていきたいです。</p>	本制度は、夫婦に準じる共同生活を送っている方々を対象に宣誓を行った2者のパートナーシップを尊重する制度であり、それに該当しない関係性については、別の課題と考えます。
61	パートナーシップの定義にLGBTに関することを含まないことについて	<p>(趣旨)は、パートナーシップの宣誓は、人権尊重の一部であるのに、漠然としています。性的少数者の人権を尊重する旨の記載が必要です。(その他)の項の「LGBTに限定しない」との関係かと思われませんが、「パートナーシップの宣誓」の場合のパートナーシップは、一般に同性パートナーシップを表すと思います。(パートナーシップの定義)では、同性であることによって、婚姻関係が認められないことを補う施策であることを言わなければ、意味がありません。(パートナーシップの定義)と言いながら、パートナーシップについて、全く定義がされていません。</p>	<p>夫婦や家族の関係は多様化しており、子どもの有無についてもそれぞれであることから、夫婦の関係に準ずるものを想定している本制度は、同性・異性にかかわらずすべての方々を対象とします。また、LGBTであることが要件にあると、宣誓がカミングアウトにつながり、利用されにくくなることにも配慮しています。</p> <p>このような趣旨から、LGBTに限定しない制度とし、また、表現もそれに合わせています。</p> <p>本制度のパートナーシップの定義は「考え方」で示したとおりです。</p>

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
62		<p>定義2人の者の関係○同性における関係 ※千葉市の行政機構間むろん、全ての機構が継続し続けるには、受け継ぐ次世代の人材の補充なしには成り立ちません。継続するために必要な人材を世に送り出せない同性パートナーを、その可能性がある異性パートナーとすべての支援を同等に与えることには無理があります。 継続すること、循環することの視点は何よりも大切です。 ※人として誰もが快適な日常生活を送るために必要な助成は必要ですが、この点を疎かにした結果は却って不公平で不平等な社会になりかねないことと、結果として社会の基盤を崩してしまうことが懸念されます。</p>	
63	パートナーシップの定義について	<p>現代日本の婚姻制度においては「貞操義務」「セックスに依る義務」が非常に重要な要素となっていますが、本パートナー制度においてこれは婚姻同様に考慮するのか、それとも全く考慮しないのか、明確にしていきたいです。</p>	<p>本制度は、パートナーシップを次のように定義する予定です。 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係 ・互いの合意のみに基づいて成立し、2人のパートナーが同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること</p>
64		<p>～「同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。」という記述を抽出してみると疑義が生じる。なぜならば～千葉市民のうち、数千組もの2者がパートナーシップの対象となりうる。また～2者が離別した際の取扱いがどのようなになるのか不明な点もある。それゆえ、～生物学的な側面での定義も必要だと考える。 ～法律婚を除く2者が共同生活している世帯は多く存在しているものの、2者の申告による性行為の有無を条件に加えることにより、パートナーシップ宣誓の対象が数百組に落ち着くと考える。そこで、意見提出者は、パートナーシップの定義として、「2つの個体間あるいは細胞間で全ゲノムに及ぶDNAの情報交換が行われること。」を加えることを提案する。</p>	
3 (宣誓を行うことができる者) について			
65	成年について	<p>宣誓をできるものとして成年であることとされていますが、児童福祉法や選挙権が18歳になっているので、18歳にはできないか？</p>	<p>本制度は本人の意思を尊重するものであるため、法律行為を行う際に保護者の同意が不要となる「成年」以上としました。 なお、現在は20歳以上ですが、改正民法の施行による成年となる年齢の引き下げに合わせて、18歳以上となります。</p>

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
66	転入予定について	「市内在住又は市内への転入を予定していること」: 「予定」とはどの程度の期間を指すか。例えば、1か月後は？半年後は？1年後は？3年後は？5年後は？10年後は？・・・	転入予定の方を対象に含めているのは、本市に転入予定の方が、先行して住居確保等の準備を行うことが想定されるためです。 なお、転入予定の際の手続きは、次のようにする予定です。 《宣誓時》転入予定先、転入予定日を申告、記入する。 《転入後》新住所が記載された住民票を提出する。
67		「市内在住又は市内への転入を予定していること」: 「予定」とはどの程度の期間を指すか。例えば、1か月後は？半年後は？1年後は？3年後は？5年後は？10年後は？・・・	
68	「配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップが無いこと」について	千葉市がパートナーシップの宣誓を公的に証明する事に断固反対です。 配偶者の有無の事実確認は可能であるが、当事者以外の者とパートナーシップが無いことはどのように確認するのか。	市が宣誓を受ける際には、本人確認を徹底します。また、戸籍謄本等で宣誓者2名に配偶者がいないことの確認が可能です。 その他、重複のパートナーシップなど確認する必要があると考えられる事項については、宣誓書上に確認事項の回答欄を設けます。 なお、本制度の実施により交付する宣誓証明書に法的な効力は発生しません。
69		配偶者の有無の事実確認は可能ですが、当事者以外の者とパートナーシップが無いことはどのように確認するのか。重複の宣誓をどのように防ぐのでしょうか。	
70		千葉市がパートナーシップの宣誓を公的に証明する事に断固反対します。 配偶者の有無の事実確認は可能ですが、当事者以外の者とパートナーシップが無いことはどのように確認するのか、など問題点がある内容～	
71		千葉市のパートナーシップの宣誓を受けたものであっても、その事実を隠せば、他者との婚姻届を提出することは妨げられない。このような事例のトラブルについてどのように考えているのか。 配偶者の有無の事実確認は可能だが、当事者以外の者とパートナーシップが無いことはどのように確認するのか。重複の宣誓をどのように防ぐのか。	
72		千葉市のパートナーシップの宣誓を受けたものであっても、その事実を隠せば、他者と婚姻届を提出することは妨げられない。このような事例のトラブルについてどのように考えているのか。 配偶者の有無の事実確認は可能だが、当事者以外の者とパートナーシップが無いことはどのように確認するのか。重複の宣誓をどのように防ぐのか。	
73		配偶者の有無は確認できても、当事者以外の人とのパートナーシップが無いことは、どうやって確認するんですか??	
74	配偶者の有無の事実確認は、可能だが当事者以外の者とパートナーシップが無いことは、どのように確認するか。重複の宣誓をどのように防ぐのか。		

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
75		千葉市の、パートナーシップの宣誓を受けたものであってもその事実を隠せば、他者との婚姻届けを提出することをふせげない。こんなトラブルにどう対しよするのでしょうか？	
76		千葉市のパートナーシップの宣誓を受けたものであっても、その事実をかくせば、他者と婚姻届けを提出することは妨げられない。このような事の問題についてどうするのかと思う。	
77		千葉市のパートナーシップの宣誓を受けたものであっても、その事実を隠せば、他者と婚姻届けを提出することは妨げられない。このような事例のトラブルについてどのように考えているのか。反対です。	
78		家庭の存在意義を大きく変えるパートナーシップには問題点があると思います ・同一人物が重複して別人とパートナーシップ証明を受け取ることもできるのでは ・パートナーシップ宣誓を受けたという事実を隠せば婚姻届けを提出することができるのでは ・配偶者の有無の事実確認は可能だがパートナーシップでは社会の秩序を守るための“重婚の禁止”は野放しになってくのでは	
79		法的根拠が無く、宣誓を受けて、事実をかくして、他者と婚因することがあったりすれば、社会的に混乱を招くことになる。	
80		千葉市のパートナーシップの宣誓を受けたものであっても、その事実を隠せば、他者と婚姻届けを提出することは妨げられない。このような事例のトラブルについてどのように考えているのか。	
81		千葉市のパートナーシップの宣誓を受けたものであっても、その事実を隠せば他者との婚姻届けを提出することは避けられない。具体的にこのような事例に対する施策、措置をどの様に講じていくのかも具体的にしたい。	
82		この宣誓を受けたものであっても、その事実を隠し、他者と婚姻届けを提出する等、数多くのトラブルを引き起こす可能性についてはどのように考えているのか。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
83	「近親者でないこと(養子縁組を解消した場合は可能)」について	「宣誓を行うことができる者」について、「近親者でないこと(養子縁組を解消した場合は可能)」とありますが、なぜ近親者、特に養子縁組関係が排除されるのでしょうか。～さらに言うなら、今回の「近親者」の定義が不明確です。～そもそも、今回の案の「パートナー」の定義からは、なぜ近親者を排除しなければならないのか分かりません。～安直に近親者を排除することは、優生学的な蔑視にもつながるものであり、慎重に考えていただきたいです。	「近親者」は民法第734条(近親者間の婚姻の禁止)に定める近親者を想定しています。本制度は、夫婦の関係に準じているため、法律上の婚姻ができない方々と同様に制度の対象外とするものです。なお、パートナーのご両親と養子縁組している方は、本制度の対象となり、宣誓することができます。
84		<p>パートナーの両親と養子縁組した場合は、制度から外れてしまいます。</p> <p>千葉市の目的は結婚できる男女以外の人間同士のパートナーシップを普及することだと思っておりましたが、養子縁組している同性パートナー同士がパートナーシップを受けられないのであれば、そういった同性カップルにパートナーシップは広まらず、結局少数者に対する理解も多数者への理解も広がらずに終わると思います。</p> <p>～同性パートナーは、・賃貸の入居でも審査に引っかかる。・パートナーに何かあった時に身内として扱われない(お互いに体が弱い場合普通の人よりも万が一の確率が高い)。・事件事故に巻き込まれた時に警察から保護者として扱われない。・生命保険金の受取人になれないことがある(最初から同性でも受取人になれる保険会社を探せばいいと思われそうですが、私たちは障害者で大きい病気を持っているため、もう新しく保険を乗り換えることは困難です)。・財産の相続でも他人同士は身内よりも優先度が下がり、養子縁組は相続税が配偶者よりもかかる。・社会的信用が低く猫の譲渡さえ断られる。・扶養控除や家族手当を受けられない。など、男女の夫婦では受けられないような様々な弊害があります。これらはパートナーを守るために全ての人間が性別関係なく同等に権利を与えられるべきだと考えます。</p> <p>～今後政府が同性婚を法的に可能にし、男女の夫婦と全く同じ権利を得られるようになるのであればいいのですが、～千葉市のパートナーシップの制度は今後、養子縁組でやむを得ず近親者を名乗らなければならなかった同性のパートナー同士でも制度が活用できるようになることを願います。</p>	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
4 (必要書類) について			
意見なし			
5 (交付する書類) について			
85	カード型証明書の交付を希望する	カード型証明書(希望する方のみ):これは希望者向きであれ、必ずあってほしいです。現状でも旧姓使用の方々が、とても不便を強いられています。	カード型証明書は、希望者に交付します。
86	結婚証明書に準じるものか	パートナーシップ宣誓証明書:現状の法律婚の際に希望者へ寄与される結婚証明書に準ずるものでしょうか?	「結婚証明書」という書面は市で交付しておらず、戸籍謄抄本や記載事項証明がこれに当たると思われますが、本証明書は、LGBTの方を含め法律上の婚姻が困難な方々の抱える生きづらさを軽減・解消するため、パートナーシップの宣誓をした方の気持ちを本市が受け止める施策として、証明書を交付するものです。
6 (その他) について			
87	LGBT(性的少数者)に限定しないことについて	私と夫はお互いの姓名を大事にしたいと考えており、結婚することを望んでいながらも改姓を望まないために事実婚という選択を余儀なくされています。～私と夫は共働きで、事実婚でも日常的に困ることはほとんどありません。しかし、法的な関係が求められる場では、大変に不安定な立場です。～千葉市のパートナーシップ制度は、異性のカップルも対象としているとうかがい、私たちも大変うれしく思っています。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に取組みを進めてまいります。
88		今回の制度は対象者の性別を問いません。つまり同性間だけでなく、異性間でも使用できるということです。 千葉市長は会見の中で～「同性に限る理由がない。同性も異性もフラットにやる事こそが、性的少数者も含めた制度設計をする場合において必要」と続けました。これは多くのLGBT当事者が共感する内容だと思います。 ～対象をLGBTのみとし、そうでない方と差を設けると、結果的に当事者を浮き彫りにしてしまうというデメリットが生じ、制度を利用する上での障害になる可能性があります。 性別を問わず皆が利用でき、その多くの人の中にLGBTも含まれている。それが～LGBT支援なのではないでしょうか。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
89		<p>千葉市によるパートナーシップ宣誓で、パートナー関係を異性婚、同性婚に関わらず公式に証明できることは非常に画期的な制度であると思慮します。</p> <p>～時代の変化に対応できていない民法や戸籍法の穴埋めを行う役割を果たさせるため</p> <p>→時代の流れと共に市民の価値観は急速に変化しています。にも関わらず、国内法は国会での審議を経なければ改正されませんが、国会議員の多くは旧時代に結婚した人々のため、現代の価値観を正確に把握できておらず、またほかの案件等に忙殺され議論が進んでいません。別姓を望む人や同性婚を望む人の意見が汲み取られていない現状を踏まえると千葉市のような画期的な制度で、人々の多様性や時代の変化に対応することができ、真に市民の意見を反映した、市民のための千葉市になると考えます。そして、今後他の市町村を牽引する存在にもなれると思います。</p>	
90		<p>～同性婚、異性婚を区別しないために同性婚への差別や偏見が薄まるため</p> <p>LGBTの為の制度は既に他の市町村にて実施されていますが、逆に同性婚を浮き上がらせてしまい、まるで彼らが普通でないかのような、変わった人々のように受け取られてしまう懸念があります。それに対し、今回の千葉市の制度は、同性婚、異性婚を区別せず、全ての市民が気持ちよく平等に権利を与えられるという点において重要な制度だと考えます。</p>	
91		<p>～恋愛関係にない2人でもパートナーシップを結ぶ事が出来るようになるかもしれません。</p> <p>“恋愛”や“結婚”以外に、よりよい人生を歩むための考え方や選択肢が、少しずつではありますが確実に増えていっていると感じます。</p>	
92		<p>より広くさまざまな人とそれに含まれるLGBTが、皆その人たちらしく生活するために、本当に役立つ制度が、千葉市から全国に広まればと思います。</p>	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
93		市内に住むレズビアンとして、「千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」制定を歓迎します。 【パートナーシップの定義】 対象者の範囲が広い点が素晴らしいと思います。 【宣誓を行うことができる者】 対象者の範囲が広い点が素晴らしいと思います。 【その他】 「* 宣誓を行うことができる者は、LGBT(性的少数者)に限定しない。 * 通称名を使用することができる。」 特に、上記2点について、対象者の範囲が広い点が素晴らしいと思います。	
94		全体的に対象を限定しないおおらかな要綱と思えていい～要綱もなども改訂を加えてより良いものになることを希望しています。	
95	LGBT(性的少数者)に限定しないこと(事実婚を含むこと)について	(その他)として、「LGBTに限定しない。」とありますが、夫婦別姓のための事実婚などを想定しているのでしょうか。男女の場合は「内縁」など、また別の法律上の関係もあり、別の問題だと思うので、先々、パートナーシップの宣誓と同様の扱いをすることがあるにしても、別の施策として、改めて考えるほうがよいと思います。	現在、事実婚の方は、「雇用主の扶養手当の支給」等一定の支援の対象になっていますが、様々な事情で婚姻関係にない異性同士を制度利用者に含めることは、事実婚や内縁の関係にある方の不便や生きづらさの一定の解消・軽減につながると考えています。また、LGBTであることが要件にあると、宣誓がカミングアウトにつながり、利用されにくくなるため、制度の対象を幅広くすることで、LGBTの当事者も制度を利用しやすくなります。
96		LGBT以外にこの制度で初めて恩恵を受けるパートナーとして何を想定しているのか不明。夫婦別姓であることが婚姻の最終的な問題でなければ、職場等で旧姓を名乗ることは可能。無制限に範囲を広げるのは不正の温床となる。	子どもへの配慮については、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため」という本制度の趣旨が正しく理解されるよう、教育現場も含めて周知・啓発に努めます。
97		LGBT(性的少数者)に限定しない: 事実婚も同様に扱うのですか。 ○事実婚も成人した大人のことだけを論じていますが、子供への影響が論じられていません。夫婦別姓なのかもしれませんが、年端もいかない子供にどちらの姓の選択をさせるのは非情すぎます。 ○夫婦別姓でなく、入籍して通称を使用すればよいと思います。大人の都合だけを優先し、子供のことが心配されていません。	
98		事実婚を認めることに関して: 子供なのに親と性が異なったり家族の関係が変化しやがて崩壊することになもなりかねない。また墓守のことも複雑になってくる。事実婚を認めることはやるべきことではない。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
99	対象をトランスジェンダーに限定すべき	LGBTではなく『T』トランスジェンダーのみに限定すべきだ。	ハーモニー条例の「すべての市民が個人として尊重される社会の実現」を目的としているため、トランスジェンダーはもちろんLGBも含めたあらゆる方々を対象としています。
100	パートナーシップとは、同性パートナーシップを指すのか	「千葉県パートナーシップ」とは同性パートナーシップの事でしょうか。	
101	制度の効力の範囲について	パートナーシップを宣誓することで何ができて何ができないのか、具体的事例で明確にして頂きたい。 例えば、手術等の医療行為への同意はできるとか、親族としての遺産相続はできないとか	本制度は、要綱に基づくため、市民の方や民間事業者へは法的な効力は発生しません。(相続等) ただし、制度の施行後は、本市の行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、適切に取り扱うものとします。そのため、対応可能な施策に関し調査・対応方法を検討し、結果を市HP等で適宜公表します。また、パートナーシップ及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとします。
102		パートナーシップの宣誓が効力を発揮するのは、どの範囲を想定しているのでしょうか？	
103		法的拘束力は有するのか？	
104		法的拘束力は有するのか？	
105		「通称名を使用することができる」「公正証書で保護できる部分もある」だけでは、現状と変わりません。市をあげての「パートナーシップ制度」と名乗るのであれば、選択的夫婦別姓と同等の内容を希望します。	
106	悪用のおそれがある(通称名について)	通称名が使えるというのは、偽名が使えるのと同義なのでは？ そんなものに市で証明を発行すること自体に驚きと落胆を禁じ得ない	宣誓にあたっては、戸籍謄本等の公的書類を使って、宣誓者に配偶者がいないことの確認及び本人確認を徹底すると同時に、宣誓証明書・カード型証明書の裏面に、戸籍上の氏名を記載することで、証明書の提示を受けた方が戸籍上の氏名等を確認できるようにするなど、不正防止に努めます。 なお、トランスジェンダーの方等、戸籍上の名前ではなく、こころの性に合った名前を使用したい方の気持ちを尊重し、通称名の使用を認めるものです。 また、通称名の使用範囲については、本制度のみとし、現時点では他の制度への利用を求めることはしていません。
107	LGBT者に限定しない・通称名を使用できる： このような運用を行ってしまえば如何なる者が申請を行ってきたのか全くわからなくなってしまう事と思われます。～記事によると、様々な便宜を与えなおかつ民間企業でも証明書類として扱うとの事ですが、製度が悪用される可能性に関してどのように考えているのでしょうか。		
108	私はこの取り組みに対し断固として反対いたします。 通称名の使用に関してが一番の問題。在日外国人の通称名の使用がただでさえ問題になっているなか更に拡張するのは問題を拡張する		
109	通称名を使用することができる。とわざわざ規定する理由はありますか？なぜそういう規定をもうけたのですか？		

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
110		通称名の使用範囲を詳しく知りたいです。現状では通称使用が可能な企業は全体の半以下ですし、手間を増やすだけです。税金や相続、共同親権、死亡届など、現状の法律婚と変わらない待遇でなければ意味がなく、公平かつ適切とは言い難いです。	
7 制度への意見			
111	合意解消時等の対応が必要	例えば婚姻は契約で御座居ます。重婚なら全国一律の法律によって処罰されます。～以下に幾つかの疑問が御座居ます。 1. 地方公共団体Aから一人だけ住民票を移すと、認定基準が外れてそこでそのパートナーシップ関係は自動的に消滅させられるので御座居ましようか。証明書を返還しないで何らかの詐欺行為が行われないかと心配致しました。 1. 一人が住民票を移す時点でそのパートナーシップ関係が消滅したとしても、民間人や民間団体にとりましてはそのような事は分からず、以前のパートナーシップ関係として対応を取る事になるのではないのでしょうか。そして地方公共団体Cでも異なったパートナーシップ関係が築かれるとしましたら、また別の何らかの詐欺行為も現れることを心配致しました。	申請時の住所、氏名等が変更になった際は、届出を行い、新たな事項の証明書を交付します。また、関係を解消した際には廃止の届出を行い、証明書を返還するものとします。 パートナーシップの継続の確認をするため、証明書の提示を受ける事業者等が、戸籍謄抄本等と同様に「交付から〇日以内」等の条件を付けることも可能です。 なお、仕事や学校、親の介護などの事情により、夫婦間の合意の上別居することがあることと同様に、宣誓を行った二人のうち、一人だけ市外に転出した場合にも、パートナーシップが維持される場合には、証明は有効であると考えています。
112		互いの合意のみ： 〇ふたりのみの合意は、二人しか知らないわけで、合意が解消されても他者は知る由もありません。得られる公的補助は利用し続けられてしまいます。なんらかの法的拘束力は必要です。	
113	宣誓窓口体制について	届け出については、平日の開庁時間内で、男女共同参画課に連絡の上とされるようですが、できれば身近な区役所等でも届けられる体制があればいいと思います。	宣誓については、「誓う」行為が重要と考えているため、本制度所管である男女共同参画課にて受け付けます。 なお、証明書の交付方法については、運用後の状況を参考に、適宜、より使用しやすい方法を検討いたします。
114	庁内の施策(市営住宅)について	市営住宅入居について市営住宅条例で認められていないとのことだが、市によっては可能なので、検討してほしい。庁内の横断的な協議の場を持ち、まずは各局の理解が進むようにしてほしい。	本市の行う施策については、市営住宅入居を含め、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、取り扱うものとします。対応可能な施策に関し調査・対応方法を検討し、結果を市HP等で適宜公表します。
115	義務と罰則の設定が必要	〇税金を投入することが予想されるケースでは猶のこと、義務と罰則の設定は必要と思います。 ～千葉市が補助・援助する諸事項は、時間経過とともに、結果的に権利と解釈されていくのでしょうか、だとすれば、同時に義務と罰則などの拘束力も負わなくては片手落ちです。	本制度は、要綱に基づくため、法令等の義務及び罰則等の付与が伴うものではありませんが、「相互の協力により維持される関係であること」等夫婦と同様の義務的事項を市長に宣誓していただくものです。

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
116	海外の制度と同様にしてほしい	自分は、千葉市パートナーシップ宣誓については、スウェーデン同様、異性の結婚と全く同じである受け取り方を希望します。	海外の制度等については、今後情報収集に努めます。
117	周知方法について	～従来の結婚制度で恩恵を受けたい、受けている層へのアプローチを同時に行っていく、また考えていく必要性が生じる感じがします。	広く周知を進めてまいります。
118	啓発を大事にしてほしい	啓発が大事なので、不動産業、病院のほかにもできるところから広げてほしい。	広く周知を進めてまいります。
119	国や他自治体等と連携すべき	国の法整備が整わない段階で世界的に難しい問題に一地方自治体が関与すると、後々、国の法との行き違いが生じるのでは、ないですか。	既に他の自治体が同様の制度を導入している現在でも、国で制度化の動きは具体的にありませんので、市が導入することを検討してきました。なお、本年7月に、千葉市長を含む指定都市市長会から国へ、「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を提出しています。
120		将来にもかかわる事柄については、国や他の地方自治体と連携すべきだと思います。	
121		将来にもかかわる事柄については、国や他の地方自治体と連携すべきだと思います。	
122	利用者の想定数を教えてほしい	制度の利用者をどの程度と想定しているか？	制度利用者の具体的な人数等は想定できませんが、すでに実施している9自治体において、制度の利用が進んでいる状況であり、一定のニーズはあると考えています。制度実施に伴う市の費用負担は、証明書、カード及び周知用リーフレット等の作成に係るものが想定されます。予算額等については、今後公表予定です。実施後の運用状況については、適宜、市HP等で公表します。先行自治体においては、対象をLGBTとしています。本市はLGBTに限定しないため、単純比較は困難であり、また、他自治体の実績については、本市が回答する立場にありませんので、他自治体の発表事項等を参考にしてください。コストについては証明書作成等と聞いておりますので、本市でも同様の費用を想定しております。
123	千葉市における必要性があるのか	制度の利用者をどの程度と想定しているか？	
124	先行自治体の状況及びそれに対する千葉市の考え方を提示してほしい	渋谷区や世田谷区などの制度の結果を提示し、それに対する千葉市の考え方を提示してほしい(パートナーシップ締結数、解消数、制度に係るコスト等)。	
125		渋谷区や世田谷区などの制度の結果を提示し、それに対する千葉市の考え方を提示してほしい(パートナーシップ締結数、解消数、制度に係るコスト等)。	
126	想定される費用等を提示したうえで、費用対効果を明確にしてほしい	「パートナーシップ宣誓証明書」「カード型証明書」の交付「市民や当事者への周知啓発に努める」：そこに費やす費用や人員はどの程度か提示し、費用対効果を明確にしてほしい。	
127		「パートナーシップ宣誓証明書」「カード型証明書」の交付「市民や当事者への周知啓発に努める」：そこに費やす費用や人員はどの程度か提示し、費用対効果を明確にしてほしい。	制度実施に伴う本市の費用負担は、証明書、カード及び周知用リーフレット等の作成に係るものが想定されます。本制度の目的は、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現」を目指すことであることから、数値による費用対効果を示すことは難しいと考えます。

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
128	当事者からの要望について	LGBT当事者の中にもこの宣誓制度に賛否両論があると聞く。当事者からどの程度の要望があるのか明確にしていきたい。	当事者団体から、本制度に関し市長あて要望書及び市議会議長あて陳情書が提出されています。また本制度検討にあたっては、当事者団体と意見交換を実施しています。 また、幅広く様々な方々からご意見をいただくことを期待して、今回の意見募集を実施しました。 なお、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため」という本制度の趣旨が正しく理解されるよう、今後とも周知・啓発に努めてまいります。
129		LGBT当事者間でも、パートナーシップ制度に関する意見は分かれていると承知している。「LGBT当事者で制度に反対する人々」の立場はどのように尊重されるのか示してほしい。	
130		LGBT当事者間でも、パートナーシップ制度に関する意見は分かれていると承知している。「LGBT当事者で制度に反対する人々」の立場はどのように尊重されるのか示してほしい。	
131	制度化までのプロセスについて	本制度の発案者、責任者は誰か。	本制度は、本市が組織として検討し、制度化しようとするものです。制度化までのプロセスについては、市HPで公表を予定しています。
132		本制度の発案者、責任者は誰か。	
133		庁内での検討(会議)、他市の研究等も含め、本制度の政策立案プロセスをすべて開示してほしい。	
134		庁内での検討(会議)、他市の研究等も含め、本制度の政策立案プロセスをすべて開示してほしい。	
135	意見募集について(「考え方」だけでは情報が足りないなど)	「要綱(仮称)」に記載されている情報量が少なく、考え方を提示するのが難しい。記者会見では、もっと詳しく述べられていたと思うが、なぜ情報量を少なくしているのか？	今回の意見募集は、制度の趣旨・要件等に対する意見を広くお聞きするため、その基本となる「考え方」を取りまとめ、公表しました。 現在のスケジュールについては、市で取りまとめた「考え方」に関して広く市民の方々のご意見をお聞きし、いただいたご意見を参考に制度の策定、庁内調整及び市民・事業者の皆様への周知期間などを想定して、設定いたしました。
136		「要綱(仮称)」に記載されている情報量が少なく、考え方を提示するのが難しい。記者会見では、もっと詳しく述べられていたと思うが、なぜ情報量を少なくしているのか？	
137		家族の在り方にかかわる問題であり、議論を深める必要がある。 (1) 来年4月に施行を目指すとのことであるが、もっと時間をかけて議論すべきである。現在のスケジュール感の根拠を示してほしい。 (2) 「要綱(仮称)」に記載されている情報量が少なく、議論を深めることは到底できない。	
		138	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
139		「千葉市パートナー…要綱(仮称)」の考え方)に記された内容だけでは千葉市として、どのようなケースにどのような支援をするのかが、具体的に分からないため意見が出しにくいです。	
140		～今回の千葉市の『考え方』は、あまりに雑に書かれたように思います。 ～「考え方」からして曖昧なままでは、実際の運用の段階で、趣旨が徹底して行われるか不安です。 とても大事な施策だと思いますので、もう一度、大本からきちんと考え直していただきたいと思います。	
141	意見募集について、パブリックコメントに該当するのか	今回の「市民意見の募集」は千葉市市民参加及び協働に関する条例の第2条(3)に規定されるパブリックコメントに該当するか？もし該当しないのであれば、その理由は何か？	「千葉市市民参加及び協働に関する条例」第2条(4)に定めるパブリックコメントではなく、「千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則」第14条に定める「意見募集」に該当します。ただし、実施に係る手続きはパブリックコメントとほぼ同様です。
142		今回の「市民意見の募集」は千葉市市民参加及び協働に関する条例の第2条(3)に規定されるパブリックコメントに該当するか？もし該当しないのであれば、その理由は何か？	なお、今回の意見の募集は、皆様の意見を広く聞き、制度の基本となる「考え方」に反映することを目的に実施したため、施策の最終的な案に対し実施するパブリックコメントよりふさわしいという判断です。
143	本意見募集の回答方法について	～この制度に就きまして賛成とも反対とも表明は特別致しては居りません。但し、この意見募集の結果の御公表に際しましては、ただ単に賛成意見反対意見の数の発表だけでなく、～疑問に対して一つ一つ可及的丁寧な御説明の御発表もお願いするもので御座居ます。～疑問の一つ一つに対する御説明をされる事こそが「すべての市民が個人として尊重され」る為に税金で運用される行政のあるべき姿であり、開かれた市政の姿であると信ずるもので御座居ます。	パブリックコメントと同様公表することとしております。
144	制度に賛成する評価する	ぜひ、実現させていただきたいです。 女性が第一線で働いて実績を積んできた場合、結婚して苗字を変えるのは、大変不都合です。通称で旧姓を使えばいいといわれても、免許証・保険証等大事な証明には使えません。 私自身は、苗字を変えると仕事に支障が出そうなので、結婚していません。千葉市でパートナーシップの宣誓を認めてくださるのは大変ありがたいです。	考え方に則して、取組みを進めてまいります。
145		賛同します。素晴らしい取り組みだと思います。	
146		フランスのパートナーシップに関する制度と似ていて親近感が持てます。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
147		千葉県に住みたいと思う人が増える可能性が高まるため今回の制度により、千葉市が全ての市民に開かれた市であり、全国で先駆けて、制度を設ければ、首都圏を中心に、千葉市の多様性を受け入れる姿勢に魅力を感じ、移転する人が増える可能性があります。また、多様性が尊重されるコミュニティでは、多様性に関する教育も行われる可能性があり、世代を超えて、多様性とは何か、常に時代の変化とともに考えていける、ユニバーサルな人材が育成されると考えます。	
148		一人一人が個人として尊重され、市民としての権利を得られること、事実婚も含まれることについて評価します。	
149		戸籍上同性の人同士が2人が、法律上の婚姻ができず、住宅の入居、病院での手続きなどについて、家族としての権利や資格を認められないことについて、パートナーシップ宣誓によって、市の施策についてはもちろん、市内の事業者にも、婚姻と同等の取り扱いをするよう促すことについて、賛成です。	
150	制度に反対する	此の条令をつくるのは絶体・断固として反対します。	本制度は、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、現在、夫婦に準じる共同生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている2者の困難を軽減・解消することを目的として実施します。また、自分らしく生きたいという気持ちに寄り添うものであり、すべての市民が個人として尊重される社会の実現につながると考えます。
151		私は鎌ヶ谷ですが友人からききました絶対反対です。	
152		反対します。	
153		とにかく絶対に反対	
154		反対致します。	
155	婚姻制度との関係について	個人の人権を尊重することは必要ですが同性愛の男でも、女でも、現在の婚姻届と、同じ扱いは反対です。日本古来の戸籍法は絶体に改正したくないと思います。	本制度は、婚姻制度に何らかの影響を与えようとするものではなく、戸籍法の改正につながるものでもありません。また、夫婦に準じる共同生活を送っている2者の気持ちに寄り添い、その関係性を対外的に証明するものであり、法的な効力が発生するものではありません。
156		パートナーシップを婚姻として今はまだ早いと思います。	
157		婚姻届の廃止など伝統慣習など社会構成基盤の崩壊につながってゆくのではないのでしょうか。	
158		婚姻を行うものはある範囲の社会的な責任、リスクを負っている。それを踏まえたうえでの権利がある。ただ、婚姻が行えないからと、代わりの権利をよこせ(行政が与える)と言うのは道義にもとる。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
159	家族制度に影響を及ぼすのではないか	私はこのような、結婚や家族の在り方を歪めるような施策には、反対です。	本制度は、家族制度・婚姻制度に何らかの影響を与えようとするものではなく、性の多様性への配慮や性別による役割分担意識に起因する生きづらさの解消を目指すもので、同性婚については、十分に議論を重ねた上で、国が中心となって判断するものと考えます。 また、夫婦に準じる共同生活を送っている2者の気持ちに寄り添い、その関係性を対外的に証明するものであり、法的な効力が発生するものではありません。
160		日本の家族のあり方を崩壊する恐れがあるため、やるべきではない。 憲法に則り、慎重に考えるべきである。	
161		事実婚の異性同士もみとめる 先々夫婦別姓に繋がる事になりかねないし、家族の形のがかわってしまい崩壊してしまう事になってしまう 絶対にやれべきではないと思う。	
162		男女がパートナーとなり婚姻し、子孫を増やすのが本来の姿です。安易にこのようなことを認めると、後々、いろいろと問題が発生する可能性があります。千葉市のためにも、もう一度よく考えていただきたいと思います。	
163		核家族化や少子化への警鐘がならされているのに、それを助長するようなことをしようしている熊谷市長は何を考えているのでしょうか？	
164		～男性が男性と、女性が女性と結婚しても子供はできません、(男性と女性が結婚してもできない人達もいますが)これでは国は栄えません、人口が増えません、	
165		同性の結婚を公に認めると日本の国がつぶれます。そうでなくても家族制度がこわれそうになっている今、男女共に子供を授けて頂かないと少子化に、はどめがかかりません。少子化の理由はこれだけじゃないと思いますが、～	
166		子供の頃から、日本の国の成り立ち、教育の基で、健康な女子は、今迄通りの結婚をして、子供を生み、育てていかないと、(それでなくても、子供一人しかいないという人)日本の人口が大変です。	
167		そんな事を認めたら人口はどうなりますか。日本国の滅亡につながる。とんでもない話で反対です。	
168		子供達が小さくなっている時に国体がこわれる様な事は、なさらないで下さい。	
169	家族制度や子供が安全に健やかに地域で成長出来る様な環境を守る政策に力を入れていただきたい。		

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
170		次世代を担う子ども達を国が擁護するために政策を立てるのであり、また保証や手当をするのであって、子育てをしない家庭、パートナーシップを国の決まりで定め、擁護する必要はないと考える。 なぜなら、子育てとは子どもたちの未来の責任をもつことである。 国家を担う子供たちのために、個々の家庭へ必要に応じて国が手助けをすることは大切だと思う。	
171		反対します。 我が国の家族制度に影響する事であり～	
172		日本の家族制度に影響すると思われる。	
173		現在の日本の家族制度に大きく影響を与え、崩壊させると思います。	
174		家族制度にも大きく影響を及ぼす内容について、いち地方自治体が関与するのは違うと思います。	
175		家族制度にも大きく影響を及ぼす内容について、法の改正もいまま、一地方自治体が関与するべきではないと考えております。	
176		日本の家族制度に大きく影響を及ぼす 反対です！	
177		日本の家族制度、身分関係に大きな影響を及ぼす。	
178		本国の身分関係や家族制度に大きく影響を及ぼす内容であり、～	
179		本国の身分関係や家族制度に大きく影響を及ぼす内容であり、～	
180		毎日のように、親が子を、子が親を殺害するニュースが、あとをたちません。 このような時に本国の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容について～	
181		現在の身分関係や家族制度にも大きな影響があり、～	
182		日本の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容に関わる重大な問題である。	
183		現在の身分関係や家族制度にも大きな影響があり、～	
184		本国の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容について、～	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
185		本国の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容について、～	
186		国の制度としての身分関係、家族関係に大きく影響を及ぼす内容について、～	
187		市長村が、そのような証明を出す事によって、社会秩序、家族制度の崩壊を助長する事になりかねない。やめるべきである。	
188		本国の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容～	
189		日本の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容～	
190		子供達の少ない時代に子供達が増えない政策だと思います。	
191		身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容に～	
192		日本国の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容～	
193		本国の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容～	
194		日本の国の家族制度、とても大事な制度です。	
195		本国の身分関係や家族制度に大きな影響を及ぼす内容である。	
196		日本国での身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容～	
197		身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容に～	
198		本国の身分関係、家族制度に大きく影響を及ぼす内容について、～	
199		家族制度や婚姻制度を大切にしたいと考える私の意見や人格を否定する内容であり～	
200		家族、婚姻制度を重要と考える私の意見や人格を否定する内容の為、断固反対する。	
201	悪用のおそれがある	～トラブルについて、訴訟になる可能性もある。市で弁償責任を問われた場合はどう対処するのか。市費で弁償することは容認できない。市長個人で責任を取れるのか。恋愛感情のもつれは、ストーカーや殺人事件をも引き起こす非常に難解な問題であることを認識しているのか。単なる流行りごとのように安易に考えてもらっては困る。	この制度の実施により交付する証明書に法的な効力は発生しません。宣誓にあたっては、戸籍謄本等の公的書類を使って、宣誓者に配偶者がいないことの確認及び本人確認を徹底します。また通称名については、宣誓証明書・カード型証明書の裏面に、戸籍上の氏名を記載することで、証明書の提示を受けた方が戸籍上の氏名等を確認できるようにするなど、不正防止に努めます。 なお、宣誓の要件を満たさなくなったことが判明した場合には、パートナーシップを無効にする等の規定を設ける予定です。
202		トラブルの基になりかねない事業。さけるべきである。	
203		同性婚を認めることで、手当を受けるために友人同士で結婚を装ったりと、悪用されることも懸念される。	
204		本来の制度とは不本意な利用をされることも考えられ、～	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
205		本来の制度とは不本意な利用をされることも考えられ、悪用され～	
206		あいまいな関係について市で要綱をまとめて身分を証明することでトラブルや問題が正じられる。～善意でパートナーシップ宣誓する人以外に悪用を目的にされた場合～	
207		パートナーシップ宣誓書を根拠として、相続で親族間に問題を起こしているケースが、この考え方に該当するならば、千葉市はどこまで関与するのですか。 千葉市の職員が問題となっている家庭に出向くのですか。それともその家族を市役所に呼ぶのですか。	
208		かなり緩い要綱ですので、犯罪や外国人の不法滞在の逃げ道に悪用されることもありますので、この観点からも再考をお願い致します。 ～別居のパートナーについても、悪意あるものが、犯罪に利用することもありますのでこちらも背反しますがお考えください。	
209	法律違反である憲法に抵触する	法的根拠、拘束力の無い制度を行政が行う必要は無いと思うので反対します。	本制度は、家族制度・婚姻制度に何らかの影響を与えようとするものではなく、性の多様性への配慮や性別による役割分担意識に起因する生きづらさの解消を目指すものです。 また、夫婦に準じる共同生活を送っている2者の気持ちに寄り添い、その関係性を対外的に証明するものであり、法的な効力が発生するものではありません。
210		法的拘束力を持たない制度を行政が行う理由が無い為、反対。	
211		決してLGBTの方を認めない訳ではありません。ただ、法に反して～行う事業ではないと思います。	
212		法的根拠が無い身分関係に対して、公共機関が証明を発すべきではない。	
213		千葉市パートナーシップの宣誓に反対です。法的根拠がない、身分関係に対して、公共機関が、証明を、発するのは、おかしい。	
214		法的根拠が無い身分関係に対して～	
215		法的根拠が明確ではない～	
216		法的に根拠がない～	
217		法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発すべきではない。 憲法に抵触する内容。法を遵守されたい。	
218		法的根拠がない～	
219		法的根拠が無い身分関係に対して公共機関が証明を発すべきではないし、～	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
220		法的根拠のない関係に、証明を発する必要はありますか？ 必要ないと思います。やめるべきです。	
221		法の遵守をお願いしたい。	
222		本要綱は憲法に抵触する内容であり反対です。 法に反して～行う事業ではありません。	
223		法的に根拠の無い身分関係に対して～ 憲法に抵触する内容である。	
224		これは、憲法に抵触する内容 法を遵守して下さい。	
225		憲法に抵触する内容であり、法を遵守されるよう切に願います。	
226		憲法に抵触する内容であり、法を遵守されるよう切に願います。	
227		憲法に抵触する内容であり絶対反対です。	
228		憲法にも抵触していると思うし、～	
229		そもそも憲法に抵触するのでは？	
230		この事は憲法違反なのではないのか。個人として尊重される社会をめざすと、云う耳障りのよい表現、本当に左派的考え。	
231		憲法に抵触する内容。法を遵守されたい。	
232		条例を制定する必要はないと思う。憲法にも民法にも抵触するのではないのでしょうか？	
233		憲法に抵触する内容。法を遵守されたい。反対です。	
234		憲法に抵触する内容法を守ってほしい	
235		憲法に抵触する内容。	
236	地方自治体が (公費で)行うべきではない	LGBTについて： 宗教、思想等個人の事に関して政治が介入しないことが現在の社会の基本となっていることと考えます。 徳川時代においても民の生活に干渉しないのが統治の基本になっていました。 LGBTに関しても純粋に個人の事に属すると思われまます。このことは古来各個人においてそれぞれ解決が図られてきたものであり政治あるいは行政が踏み込んで制度化するのはいかがなものでしょうか。	本制度は、パートナーシップの宣誓をした方の気持ちを、本市が受け止める方法について定めるものであり、様々な性を受け入れることが、その他の多様性にも寛容であることにつながり、さらに本市の魅力につながると考え実施するものです。 また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、本市も取り組んでいくべき人権課題と考えています。 なお、本年7月に、千葉市長を含む指定都市市長会から国へ、「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を提出しています。
237		どんな生き方をしようと、自由ですが、今の時代、不自由な事になってないはず。公的な事まで変える事ではない。	
238		同性愛を否定するつもりはありませんが、公費を投じてまで行う事業では無いはずです。	
239		一地方自治体が関与すべきではない。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
240		一地方自治体が関与すべきことではない。	
241		～法の改正も無いまま一地方自治体が関与するべきではない と思います。 公費を投じて行う事業ではないと思います。	
242		法の根拠も無いまま、一地方自治体が関与すべきではない。～ 法に反して公費を投じて行う事業ではない。	
243		一地方自治体が決めることではない 公費を投じて行う事業とは思えず、～	
244		法の改正もなしに、一地方自治体が関与するべきではない。	
245		法の改正も無いまま、一地方自治体が関与すべきではない	
246		法の改正の無いまま一地方自治体が関与すべきではない。	
247		法の改正も無いまま一地方自治体が関与すべきではない。	
248		法改正もないまま、一地方自治体が関与すべきではないと考え ます。	
249		法改正もないまま、一地方自治体が関与すべきではないと考え ます。	
250		法の改正も無いまま、一地方自治体が関与すべきでないと思 う。	
251		法改正もないまま、一地方自治体が関与すべきではないと思 う。	
252		法の改正もないまま、一地方自治体が関与すべきでは無いで す。	
253		法の改正がないのに一地方自治体が扱うべきではない	
254		法の改正も無いまま、一地方自治体が関与すべきではないと思 います。熊谷市長、このような事はやめて下さい。絶対反対で す。	
255		法の改正も無いまま、一地方自治体が関与すべきではない。～ 法に反して公費を投じて行う事業ではない。	
256		法の改正も無いまま一地方自治体が関与すべきではない。～ 公費を投じて行う事業ではない。	
257		法の改正が無いまま、一地方自治体が～法に反して公費を使 わなくて、すむ問題～	
258		法に反して公費を投じて行う事は断固反対です。	
259		法に反して公費を投じて行う事業ではない。	
260		法に反して公費を投じて行う事業ではない	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
261		法に反して公費を充てる事業ではない。	
262		法に反して公費を投じて行う事業ではないと思います。	
263		法に反して公費を投じて行う事業でないと思う。	
264		法に反して公費を投じて行う事業ではないと思う。	
265		法に反して公費を投じて行う事業ではないです。絶対反対。	
266		公費を投じて行う事業ではないと考えます。絶対反対です。	
267	他に優先すべきことがある	LGBTなど性的少数者のカップルを公的に認めることに関して： 今は超高齢社会であり、ただでさえ晩婚化がすすみ少子化問題も抱えている中で逆のことをするのでしょうか？このことでお金をかけるのならば不妊治療の方の助成金や保険内で行えるようにしたり、もっと子どもを育てやすい環境を整えることの方が最善でありやるべきです。	LGBT施策は、オリンピック憲章に、新たに性的指向による差別禁止が盛り込まれ、本市は会場都市として、更なるLGBTへの配慮意識の醸成が求められていること等をきっかけにするものです。 また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、取り組んでいくべき人権課題と考えています。
268		心の障害をもった人達が住みやすい世の中にしていく為には道徳をきちんと教えていく事が重要だと思います。千葉市長も、もっと深い所を考えてやってほしいと思います。かけたらいけない情もあるときいていますので何卒よろしく願い致します。	
269		もっと優先すべき事があるのでは。(流行の風潮に乗っているようでみっともない)	
270		自分の住む地域だから反対する訳では有りません。ここは日本です。 個人の自由・尊重・人権などももちろん大切ですし、生まれながらに性に対し障害を持っている人を差別するつもりも有りません。それも障害という言葉で現すのもよくないような世の中ですが主に活動している大くの“普通”の人への支援、日本人にしかない日本人としての正しい教育を先にするべきではないのですか？	
271		医療だけでなく毎日ニュースで五体満足で生まれてきたのにかわいそうな子供も居るではないですか。罪を犯さなくて済む、若者への教育や環境作りを全力で行ってください。	
272		全国の中でも財政が最悪な千葉市において、もっとやるべきことが他にたくさんあるのではないか。	
273		千葉市には教育や医療などもっとやるべき事がある。	
274		※LGBTなど性的少数者のカップルを公的に認める： 少子化対策に逆行し次世代を担う子供達を減らすための政策になってしまう。 そういう方々に対して税金を使うのであれば子供が欲しくてお金を掛けて頑張っている方々に補助金を出してあげたり保険内で治療を受けられるようにしてあげた方が国の為になると思う。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
275	少数派の意見を優先しすぎ	少数者の意見を反映して、多数者の意見を聞かないでこの要項を目立たない様に採択しようとしているので反対します。	LGBT施策は、オリンピック憲章に、新たに性的指向による差別禁止が盛り込まれ、本市は会場都市として、更なるLGBTへの配慮意識の醸成が求められていること等をきっかけにするものです。また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、取り組んでいくべき人権課題と考えています。
276		少数意見を採用するが為、多数の意見・支持する制度を否定する事になる為、反対。	
277		市の財務状況を考えれば、行政は市民の何もかも不都合や不利益を取り除ける状態ではない。現状の制度の上で責任を果たしている多くのものたちがまず幸福に生きる環境を作るべきである。少数のものが不当は不利益を受けるのは許しては成らないが、違いがあるものがその違いを踏み越えてただ同じ利益を得られると言うのは機会の平等とは異なる。	
278		LGBTは、あくまでも、少数派です。そのことで、多数派の道徳的観念が、損なわれてしまうようになることを危惧します。	
279		個人の意見や見解をわざわざ国家の決まりに取り上げるものではないと思う。	
280	子どもへの説明が困難	生まれも育ちも千葉市の私としては、自分達の暮らす千葉市が誇りある市であることを我が子にもまた子々孫々に伝える為にも、本件のような何とも幼な子に説明しがたい事案を推し進めて頂きたく無く、意見申しあげます。	平成28年に文部科学省から「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」が発出されるなど、現在、LGBTに関する教職員の適切な理解の促進が求められています。さらには、世帯構成も多様化が進んでいる現状を踏まえ、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため」という本制度の趣旨が正しく理解され、子どもたちが疎外感などを感じることはないよう、教育現場も含めて周知・啓発に努めてまいります。
281		生まれも育ちも千葉市の私としては、自分達の暮らす千葉市が誇りある市であることを我が子にもまた子々孫々に伝える為にも、本件のような何とも幼な子に説明しがたい事案を推し進めて頂きたく無く、意見申しあげます。	
282		子供にも説明出来ない。この制度そのものを反対します。	
283		子供に説明できません。やめてほしいと思います。	
284		子供に説明できない制度。やめてほしい。	
285		子供に説明出来ないから絶体やめてほしいです。	
286		子供に説明できないのでやめてほしい。	
287		子供に説明できない。やめてほしい	
288		子供に説明できない、やめてほしい。	
289		子供に説明できない。やめてほしい	
290		子供や孫に説明出来ない反たいです。	
291		子供達には何と説明するのでしょうか。	
292		子供達には、何と説明するのでしょうか。	
293		子供達に話せない	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
294		隣の市原に住む者として影響があると困ります。いずれ、子や孫にも関わってくると困るので市原市民でありながら意見させてもらいました。	
295	子どもへの配慮に欠けている	定義2人の者の関係○異性間における関係 成人男女間の都合だけで検討されているようですが、共に生活すれば、出産は当然予想されます。生まれる子供への影響に対する配慮がなされていません。子供が第一の精神が著しく欠落しています。	社会保障や税等の公的サービスや給与、福利厚生等の社会的サービスには、夫婦と子ども2人等の典型的な世帯を想定したものが多いため、これとは異なる世帯構成にいる子どもたちが疎外感などを感じている現実があります。 しかし、世帯構成は多様化が進んでおり、子どもたちが疎外感を感じて健全な育成に影響を与えることのないよう、地域や学校における教育等をとおして周知啓発に努めてまいります。
296	パートナーシップ制度の全体を流れるものは、「個人の尊重と個性の尊重」のようです。しかし～当事者の大人の事情の視点でしか論じられていません。 乳幼児をはじめ成人に至らない子供たちにどのような影響を及ぼすのか、という視点がないのです。 ※子供にも大人と同様に個人の尊重と個性の尊重がなされなければなりません。 大人は子供を含めて、環境の改善を図らなければなりません。		
297	LGBTの方の千葉市への転入が増える	この証明を求めて、日本人のみならず、外国人の同性愛者が多数、千葉市に流入したらどうするのですか？	
298		この証明を求めて、同性愛者が千葉市に流入する事になるかもしれないし、～	
299		この証明を求めて同性愛者が千葉市に流入したらどうなるでしょう。	
300		この証明を求めて千葉市に同性愛者が多く住み、長い年月の間に千葉市が同性愛者の街になってしまう事も考えられるので反対です。	
301		この証明を求めて同性愛者が千葉市に流入して来るのではないかと不安に思う。～そのような事になったら、私が千葉市から出たいと思う。	
302		千葉市が、この証明を出せば、同性愛者が千葉市に入って来るのではないですか。千葉市が大変な事になります。 絶対反対です。	
303		同性愛者が増えたら困る。なんでやらなければならないのか、理解できない。	
304		千葉市が積極的にとりくむことで、利用者の急増(他からの流入)～	
305		その様な方々が多くなる方向へ進む事も考えられます。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
306		他の地方自治体では行っていないことを考慮すれば、その為に他から千葉市に転居する人が急増したり～	
307		千葉市が積極的にとりくむことで、利用者の急増(他からの流入)～	
308		この証明を求めて同性愛者が千葉市に流れ新宿2丁目状態になったらいけない。	
309		この証明を求めて、同性愛が千葉市に流入し、新宿2丁目状態になったらどうするのかと思う。	
310		この証明を求めて、同性愛者が、千葉市に流入し、新宿2丁目状態になったらどうするのか。	
311		この証明を求めて、同性愛者が千葉市に流入し、新宿2丁目状態になったらどうするのか。	
312		この証明を求めて、同性愛者が千葉市に流入し、新宿2丁目状態になったらどうするのか。	
313		この証明を求めて、同性愛者が千葉市に流入し、新宿2丁目状態になったらどうするか、思うと絶対反対です。	
314		この証明を求めて、同性愛者が千葉市に流入し、新宿2丁目状態になったらどうするのか。反対です	
315		この証明を求めて、同性愛が、千葉市に流入し新宿2丁目状態になったらどうするのか。反対します。	
316		この証明を求めて同性愛が千葉市に流入し新宿2丁目状態になったらどうするのか？反対します。	
317		この証明を求めて同性愛者が千葉市に流入し新宿2丁目状態になったら大変な事になり、～	
318		この証明を求めて、同性愛者が千葉市に流入し新宿2丁目状態になったら大変な事になり、～	
319		この証明を求め千葉市に同性愛者が殺到し新宿2丁目状態になったら～	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
320	千葉市のイメージを損ねる	千葉市のイメージを大きく損ねる。いったいなぜこのような考えになるのか、非常に疑問である。強く強く絶対反対である。	LGBT施策は、オリンピック憲章に、新たに性的指向による差別禁止が盛り込まれ、本市は会場都市として、更なるLGBTへの配慮意識の醸成が求められていること等をきっかけにするものです。また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、取り組んでいくべき人権課題と考えています。
321		子供にとって健全な環境と思い、住み始めたのに、千葉市のイメージが悪くなる。	
322		～千葉市にとって企業誘致は重要な課題でもありますが、これに関しての影響も全く考慮されていない様に思われます。	
323		市原市在住ですが、千葉県民として千葉市のイメージダウンにつながるような事は絶対に止めて頂きたいです。	
324		千葉市のイメージが悪くなる。熊谷市長の考え方がおかしいと思う。あり得ないですね本当に。	
325		このような事に千葉市が関与するのはおかしいと思います。千葉市のイメージが悪くなります、反対です。	
326		全国的にも、千葉市のイメージダウンにつながる恐れもあると思います。絶対反対です。	
327		全国的にも、千葉市のイメージダウンにつながる恐れもあると思います。絶対反対です。	
328		ますます千葉市のイメージダウンになることも考えられます絶対反対です	
329		千葉市のイメージダウンにつながる事だと思しますので、やめて下さい。	
330		千葉市のイメージダウンになると思いますので私達は反対です。	
331		千葉市のイメージダウンにつながります。絶対反対です。	
332		千葉市のイメージダウンにつながる。絶対反対。	
333		千葉市のイメージダウンにつながる。絶対反対	
334		千葉市のイメージダウンにつながる。絶対反対。	
335		千葉市のイメージダウンにつながる絶対反対です。	
336	千葉市のイメージダウンにつながり反対です。		
337	千葉市のイメージダウンにつながる。反対します。		
338	千葉市のイメージダウンにつながる。反対です。		
339	千葉市のイメージをダウンさせないでほしい。絶対反対である		
340	千葉市のイメージダウンになると思う。		

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
341		市のイメージダウンにもつながるし～	
342		千葉市のイメージダウンにつながるのではないか。	
343		千葉市のイメージダウン！！	
344		千葉市のイメージダウンにつながる。	
345		千葉市のイメージダウンにつながる。	
346	市政私物化・パフォーマンスである	このような政策を押し通そうとする熊谷市長は、市政を私物化していると言わざるを得ず、私はそのような市政には断固として反対したい。	本市は、本市男女共同参画ハーモニー条例を制定し、すべての市民が個人として尊重される社会の実現を目指しており、本制度は、そのための施策の一つです。
347		市長の市制の私物化である	
348		熊谷市長の市政の私物化だと思います。	
349		熊谷市長の市政の私物化ではないか。	
350		市長の市政私物化に市民をまきこまないでほしい。	
351		熊谷市長の市政の私物化に他ならないと思います。	
352		熊谷市長の市政の私物化だ。	
353		熊谷市長の市政の私物化だ。	
354		市政の私物化はやめてもらいたいと思います。	
355		市長の市政の私物化と言われても仕方ないです。絶対反対！！	
356		これは市長の市政の私物化と言われても仕方ないです。絶対反対	
357		市長の市政の私物化のなにものでもない。日本人として断固反対です。	
358		これは、熊谷市長の、目だちたがりのパフォーマンスにすぎないことだと思います。絶対反対です。	
359		千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いについて反対する。市長のパフォーマンスに過ぎない感じがする。	
360		パフォーマンス性を重視している様に思えて仕方ない。近隣市町村の住民として他人事ではないので、意見を出させてもらった。	
361		熊谷市長のパフォーマンス！！	
362		熊谷市長は、そもそも、結婚の順番をまちがえ、できちゃった婚である事事態、先に立つ身として、世の中を間違った方行へ向けてしまうと思われる。 同性愛者を認めない訳ではないが、この事を含め、熊谷市長の思想に、疑問に思う為、反対する。	

No.	意見の概要	応募意見の該当箇所	市の考え方
363		<p>熊谷市長はこういった案を進めたいとよく話していますが、なぜなのでしょう？ 他の事案に関しても、LGBTを絡めて進めるようにも話されています。 なぜそんなにこだわるのでしょうか？ ～疑問と不信感でいっぱいです。</p>	

※本人が特定される恐れがあるご意見については、趣旨を変えない範囲で一部要約しています。